

モバイルビジネス研究会第8回会合（議事要旨）

1 日 時 平成19年6月26日(火) 16:30～18:30

2 場 所 総務省第1会議室

3 出席者

(1) 構成員（五十音順、敬称略）

齊藤座長、泉水座長代理、飯塚構成員、石渡構成員、北構成員、合田構成員、
佐藤構成員、長谷川構成員、藤原構成員

(2) 総務省

菅総務大臣、谷口大臣政務官、森総合通信基盤局長、佐村総務課長、鈴木事業政策
課長、谷脇料金サービス課長、二宮料金サービス課企画官、飯村料金サービス課課
長補佐、白井料金サービス課課長補佐、柴崎データ通信課課長補佐

4 議 題

(1) モバイルビジネス研究会報告書（案）について

5 議事要旨

冒頭に菅総務大臣より挨拶

総務大臣の菅でございます。座長を始め構成員におかれましては、このモバイルビジネス研究会にご協力を賜っていることに感謝申し上げます。我が国は世界でも最も速くて安いブロードバンド大国になっておりますが、モバイルでもいち早く第3世代携帯電話が普及するなど、サービスの多様化・高度化が進行しています。しかしながら、モバイルビジネス市場が成長期から成熟期に移行するなかで、次世代の産業になるモバイルビジネスの新たな発展戦略を描き、新市場の創出や国際競争力の強化を図ることが必要不可欠であると考えています。本年4月発表した、ICT改革促進プログラムにおいても、総務省としてはモバイルビジネスの活性化を最重要課題の1つに位置づけているところです。技術を有しながら海外で利用してもらえない現状に、忸怩たる思いをしているのは多くの国民が同じ意識であると考えています。そういったことを考えるときに、本研究会で検討をいただいている販売奨励金やSIMロックといった現在の販売モデルの見直しや、MVNOの新規参入促進などの競争促進策、市場環境整備のための諸施策についてはICT産業の発展や国際競争力向上のために避けて通れないものと考えております。利用者利便の向上を図りながらも、従来の枠組みを脱却して積極果敢に攻めていくことが日本の海外進出には極めて重要だと考えています。今回の報告書は本年9月を目途に取りまとめでいただくことになっておりますが、総務省としては、それをもとに直ちに施策変換をはかっていきたいと考えています。構成員の皆様におかれましては、引き続き更なる御提言をご期待して私の挨拶といたしたいと思っております。

モバイルビジネス研究会報告書(案)について、事務局より説明

- < 構成員 > 第2章のSIMロックに関し、SIMロックを解除するとキャリアを移動できるようになるが、第1フェーズと第2フェーズの間に、誰がなにをすべきなのか。標準化はナショナルマターとしてやっていかないといけないのではないか。現時点で具体的な記述をするのは難しいが、そのような問題があることを書いておくべきではないか。
- < 構成員 > P21の分離プランについて、原則として端末価格と通信料金を分離すべきなのは分かるが、端末機種によって通信料金から割り引く仕組みは見直すべきとまで書く必要があるのか。
- < 構成員 > P33にあるMVNOガイドラインについて、事業者間交渉がうまくいかない場合には紛争処理手続きが準備されていると思うが実際はどうなっているのか。
- < 構成員 > P37のプラットフォームの連携強化について、07年度中に検討を開始するというのには具体的にはどのような検討をするのか
- < 構成員 > P37にあるプレゼンス情報とは何を指すのか
- < 構成員 > この研究会ではオープン型のビジネスモデルについて議論をしてきたと思う。一つは端末とサービスのアンバンドル、次は設備とサービスとのアンバンドル、最後はプラットフォームから上位レイヤーのオープン化の3つに分けられると考えた。ところが、4章の始めになるとプラットフォーム機能の連携強化とある。これはオープン化の議論とは違うものなのか。
- また、プラットフォームとあるが、認証課金以外に位置情報とかネットワーク側が持っている情報があって、プラットフォーム機能という言葉についてコンセンサスをもって議論しているのか、プラットフォーム機能とネットワーク側の情報が入り交じっているのではないか。
- < 構成員 > P37でMNOの保有する情報を共有するとあるが、その共有相手はMVNOの他にコンテンツプロバイダーは入るのか
- < 構成員 > ということは、必ずしもオープンになるわけではなく、使えるのはMVNOとMNOに限られるということか。コンテンツプロバイダーはMVNOとして参入しないと共有の対象にならないのか。

谷口政務官より挨拶

8回にわたり、様々な観点から御議論をいただき、ありがとうございました。報告書案の5章(P48)にもあるが、活性化プランを作った後に、評価委員会を作ってレビューを行うこととしている。私としても、しっかりとしたレビューは大切であると考えており、力を入れていきたいと考えている。

- < 構成員 > MVNOは色々な形態があり、MNOのネットワークを使って格安のサービスを提供するのもMVNOだが、MNOのネットワークとプラットフォームを使って別の情報を提供するコンテンツプロバイダーもMVNOと理解してよいのか。
- < 構成員 > P36について、WiMaxの包括免許との関係は基本的にはPDC時代の

端末開放と同じ構図になると思う。あのときはベンダーブランドを想定したが、免許を受けたキャリアと契約するときには端末がキャリアの免許の中に入るという考えだったと理解している。WiMaxについては未知数だが、基本は同じだと考えている。しかし、報告書において07年中に仕組みを整えるというのと、違った整理になるとも受け取れるが、事実関係を整理して欲しい。

- < 構成員 > P36について、WiMax等の周波数割り当てに関してMVNOへの配慮を義務づけたが、今後も地上アナログ放送の終了により、新たな周波数の再編が予想されるが、その際にもMVNOへの配慮を盛り込んでいく方針なのか。
- < 構成員 > P43について、販売員の資質向上に関する記述があるが、販売員に限定することなく、例えば、コールセンターのオペレーターなども含む方が良いと考えている。顧客接点で働く人たちの離職率が高くなっていると聞いている。
- < 構成員 > P44について、苦情の体系化について、関係機関との連携とあるが、行政機関だけでなく、消費者団体をはじめとする民間団体もあるので、そちらとの連携も書いたら良いのではないか。
- < 構成員 > 標準化についてはプロファイルがどれだけできるかにかかっている。キャリアやメーカーが積極的にするかにかかっている。標準化団体にメーカーがどの程度参画しているかもチェックする必要がある。
- < 構成員 > P45について、分離モデルを08年度に「試行的」にでは第1フェーズとして踏み込みが足りないのではないか。第2フェーズでは実効性を検証するというのが良いのではないか。
- < 構成員 > 会計については08年度から適用するとあるが、それ以外のことには含みを持たせたのは何らかの理由があるのか。
- < 構成員 > これは完全導入して欲しいということではないと思うが、何割かは導入して欲しいという意図なのか
- < 構成員 > 「特定の方向に向かって進めていこう」という意図なので「試行的」という言葉はいらぬのではないか。
- < 構成員 > 今回検討してきた新しい販売モデルが根付くかどうかは、消費者自身がしっかり考えることが必要で、代理店がそれに資する情報を提供することが大切。
- < 構成員 > P46について、今回の報告書の副題にもオープン化ということがあるが、5章の今後の進め方という箇所でもオープン化ということが見えにくいのではないか。具体的なオープン化について言及する方が良いのではないか。
- < 構成員 > さきほどの「試行的」の議論について、P45には「08年度を目途に導入する方向で検討することが望ましい」となっていて充分婉曲的な表現になっている。「試行的」という言葉は削っても大丈夫なのではないか。
- < 構成員 > 「試行的」はとることとしたい。「オープン化」についてはプラットフォームの連携強化の為にプラットフォームをオープンにしておかないとならないので、オープン化は連携強化の手段になる。そういう意味ではオープン化と連携強化は似ている意味になる。

< 構成員 > プラットフォームというのは、非常に難しいのは理解している。ただ、プラットフォームは非常に玉虫色に使われやすい言葉なので、後々、実効性が無くなってしまふことが無いような書きぶりにしてもらいたい。

今後の報告書（案）の表現の修正については座長に一任。座長の了解を得て、事務局より各構成員に報告書（案）を送付することとなった。

今後の意見招請の手続きについて事務局より説明。

以上